

(令和4年版)公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 第3編 第1章 第9節 全熱交換器		該当形名	全熱交換器 ロスナイ 標準品																			
1.9.1 一般事項	本節は、処理風量が2,000m <sup>3</sup> /h以上の回転形、静止形全熱交換器、1,000m <sup>3</sup> /h未満の天井隠ぺい形全熱交換ユニット(カセット形は除く。)及び500m <sup>3</sup> /h以上6,000m <sup>3</sup> /h以下の床置形全熱交換ユニットに適用する。																					
1.9.2 回転形全熱交換器		なし																				
1.9.2.1 一般事項	(ア)構成は、熱交換エレメント、駆動装置、ケーシング等とする。 (イ)給気及び排気量が同一で、かつ、面風速が2.5m/sの状態において、全熱交換効率75%以上とする。 (ウ)排気側空気が、給気側に移行するのを防止した構造とする。																					
1.9.2.2 熱交換エレメント	熱交換エレメントは、難燃性(JIS Z 2150(薄い材料の防炎性試験方法)又はJIS A 1322(建築用薄物材料の難燃性試験方法)による難燃性)又はこれと同等以上の性能を有し、衛生上支障がないものとする。																					
1.9.2.3 駆動装置	構成は、減速機、駆動伝達部、電動機等とする。 なお、回転数制御装置を組込む場合は、特記による。																					
1.9.2.4 ケーシング	ケーシングの材質は、厚さ1.2mm以上の塗装又は防錆処理を施した鋼板(亜鉛鉄板等を含む。)とし、形鋼又は軽量形鋼(10,000m <sup>3</sup> /h以下については、鋼板を折り曲げたものとしてもよい。)により補強を施したものとする。 なお、電動機がケーシング内にある場合は、点検口を設ける。																					
1.9.2.5 電動機	第2編1.2.1「電動機」による。																					
1.9.2.6 附属品	(ア)ダクト用相フランジ(必要な場合) 一式 (イ)電源用端子台 一式 (ウ)銘板* 一式																					
1.9.3 静止形全熱交換器		なし																				
1.9.3.1 一般事項	(ア)構成は、熱交換エレメント、ケーシング等とする。 (イ)給気及び排気量が同一で、かつ、面風速が1.0m/sの状態において、全熱交換効率70%以上とする。 (ウ)排気側空気が、給気側へ移行するのを防止した構造とする。																					
1.9.3.2 熱交換エレメント	1.9.2「回転形全熱交換器」の当該事項による。																					
1.9.3.3 ケーシング	1.9.2「回転形全熱交換器」の当該事項による。																					
1.9.3.4 附属品	1.9.2.6「附属品」の(ア)及び(ウ)による。																					
1.9.4 全熱交換ユニット		LF-□X2 LB-□KX5 LP-□X4 LPB-□KX5-K LGH-N□RKX2 LGH-N□RKX2D LGH-N□RX3 LGH-N□RX3D LGH-N□RXW LGH-N□RXV(D) LGH-RN□RXV(D) LGH-N□RX4 LGH-N□RX4D LGH-N□RXW2 LGH-N□RXV2(D) LGH-RN□RXV2(D)																				
1.9.4.1 一般事項	(ア)構成は、熱交換エレメント、駆動装置(回転式エレメントの場合のみ)、送風機、ケーシング等とし、保守点検ができる構造とする。 (イ)給気及び排気量が同一で、風量が、1,000m <sup>3</sup> /h未満は全熱交換効率58%以上、1,000m <sup>3</sup> /h以上は全熱交換効率60%以上とする。 (ウ)排気側空気が、給気側に移行することを防止した構造とする。 (エ)自動換気切換機能を有するものとする。 (オ)全熱交換ユニットの許容騒音レベルは、表3.1.12による。 なお、騒音の測定方法は、JIS B 8628「全熱交換器」による。  表3.1.12 全熱交換ユニットの許容騒音レベル (単位 dB(A)) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設計風量 (m<sup>3</sup>/h)</th> <th colspan="4">形式</th> </tr> <tr> <th>1,000未満</th> <th>1,000以上 2,000未満</th> <th>2,000以上 3,000未満</th> <th>3,000以上 6,000以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天井隠ぺい形</td> <td>40</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>床置形</td> <td>45</td> <td>50</td> <td>67</td> <td>70</td> </tr> </tbody> </table> 注 1. 天井隠ぺい形の機外静圧は、200Pa以下の場合とする。 2. 床置形の機外静圧は、300Pa以下の場合とする。		設計風量 (m <sup>3</sup> /h)	形式				1,000未満	1,000以上 2,000未満	2,000以上 3,000未満	3,000以上 6,000以下	天井隠ぺい形	40	—	—	—	床置形	45	50	67	70	(ア)左記当該事項の内容に合致する。  (イ)左記当該事項の内容に合致する。  (ウ)左記当該事項の内容に合致する。  (エ)左記当該事項の内容に合致する。  (オ)左記当該事項の内容に合致する。
設計風量 (m <sup>3</sup> /h)	形式																					
	1,000未満		1,000以上 2,000未満	2,000以上 3,000未満	3,000以上 6,000以下																	
天井隠ぺい形	40	—	—	—																		
床置形	45	50	67	70																		
1.9.4.2 熱交換エレメント	1.9.2「回転形全熱交換器」の当該事項による。		難燃性を有する材料(熱交換エレメントの難燃性はJIS A 1322の防炎2級)で、衛生上支障なし。																			
1.9.4.3 電動機	第2編1.2.1「電動機」による。		左記当該事項の内容に合致する。																			
1.9.4.4 附属品	(ア)運転表示灯及び操作スイッチ(特記による。) 1組 (イ)電源用端子台 一式 (ウ)固定金具(必要な場合) 一式 (エ)銘板* 一式		(ア)別売り操作スイッチに運転表示灯が内蔵されている。 (イ)標準装備 (ウ)標準装備 (エ)標準装備																			